

令和6年度 放課後児童クラブ入所案内



みやこ町役場 子育て・健康支援課
子ども未来係

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
TEL 0930-32-2725 内線141,142

児童クラブとは

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労や病気等により、家庭で保育できない子どもたちに対して、下校後等に適切な遊びや生活の場を提供して、健全に充実した生活ができるように設置されています。

入所要件と期間について

放課後児童クラブの利用対象はみやこ町内の小学校に通う1年生～6年生の児童です。

※児童の保護者のかたが、下記いずれかの要件を満たし、かつ、下校後に家庭で児童を保育できない場合に限り入所できます。

No.	入所要件		入所できる期間
1	労働	居宅外または居宅内の就労のため	就労する期間
2	就学	学校へ通うため	就学する期間
3	出産	出産のため	出産予定月の前後2か月以内
4	障害・病気	負傷・病気の状態であるため	入所を必要とする期間
5	看護・介護	同居親族を常時看護・介護するため	
6	災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため	災害復旧が完了するまでの期間
7	行方不明・拘禁	行方不明または拘禁等の状態であるため	該当する期間
8	その他	求職中(有効期間90日)であるため。または1～7に類する状態であると町長が認めるため	該当する期間

▼ 注意事項 ▼

- 入所希望が定員に達した場合、「みやこ町放課後児童健全育成事業実施における利用の基準を定める要綱」により入所決定を行うため、入所ができない場合があります。
- 通っている小学校が所在する地区内(豊津地区、犀川地区、勝山地区)の児童クラブがご利用できます。
- 春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇のみ利用するための入所申込みは受け付けられません。
- 保護者負担金の滞納があると入所できない場合があります。
- 入所できる期間に該当中であっても、入所は最長で年度末(3月31日)までです。
- 次年度も入所を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。
- 児童の安全確保のため、保護者によるお迎えが原則となっていますので、開所時間内にお迎えにお越しく下さい。


開所時間と休所日

【開所時間】	●月～金曜日 放課後 ～ 19:00
	●土曜日 7:30 ～ 19:00
【休所日】	日曜日、国民の祝日、8月13日～15日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

開所場所について

児童クラブ名	定員	住所	電話番号
豊津児童クラブ	100名	豊津2174番地1	0930-33-5770
さいがわ児童クラブ	80名	犀川本庄442番地 (認定こども園Cuddle敷地内)	0930-42-2611
城井こども園あいあう児童クラブ	10名	犀川木井馬場1996番地	0930-42-0330
勝山児童クラブ	40名	勝山大久保3224番地1	0930-32-4775
太陽の森児童クラブ	40名	勝山黒田849番地	0930-32-2176
第二太陽の森児童クラブ	80名	勝山黒田851番地2	

利用料金について ※1人につき

保育料	月額 3,000円 ※同一世帯から2人以上入所の場合は、 ・2人目 月額 1,500円 ・3人目以降 月額 0円	
おやつ代	月額 2,000円	
障害保険料	月額 150円	

- 支払方法は、口座振替と納付書払い(金融機関・郵便局での支払)になります。
- 残高不足により口座振替ができなかった場合は、納付書でお支払いいただきます。再振替はできませんので、指定期日に必ず振替ができるようにお願いします。
- 督促状送付後、お支払いが確認できない場合は電話でご連絡、訪問等させていただきます。
- ご連絡後、利用料のお支払いが確認できなかった場合、本人の意思に関わらず児童手当からの特別徴収や裁判手続を行いますので予めご了承ください。
- 利用日が少ない場合であっても、日割りによる減額はありませのでご注意ください。
- 各児童クラブごとに行事(遠足・プール・社会見学など)を開催する場合があります。その際、行事にかかる費用を別途負担いただく場合があります。

保険加入について

入所される児童には保険に加入していただきます。

保険金の支払いは、治療日数(入院日数及び実通院日数)が1日から保証されます。

傷害保険は児童クラブで一括加入し、保険料月額150円をお支払いいただきます。

- ・死亡 300万円
- ・後遺障害保険 最高 300万円
- ・入院保険 日額 5,000円(1日目から180日限度)
- ・通院保険 日額 2,000円(1日目から90日限度)
- ・療養保険 最高 2万円



減免について

該当する方	保育料	おやつ代	保険料	添付書類
生活保護世帯	全額免除	免除なし	免除なし	診療依頼書の写しなど
ひとり親世帯・市町村民税非課税世帯	半額免除	免除なし	免除なし	戸籍、児童扶養手当の写し、ひとり親医療証の写しなど
食物アレルギー	免除なし	全額免除	免除なし	学校に提出する医師の診断書など

※食物アレルギーにより児童クラブのおやつを食べられない児童は、おやつ代をいたしませんので、おやつをご家庭から持参してください。

忘れた場合は、児童クラブからのおよつの配布はありませんのでご注意ください。

また、食物アレルギーがある児童以外は、おやつ代の免除はできません。

▼ ご注意ください ▼

- 減免申請書の提出がない場合は、減免対象になりません。
- 市町村民税非課税世帯の減免は、4月～8月分までは前年度の市町村民税を、9月～翌年3月分までは現年度の市町村民税を基に決定します。
- 年度途中で申請する場合は、毎月20日まで に申請してください。減免の適用は翌月分からになります。

台風・大雪等自然災害時の対応について

土曜日・長期休校時	判断時刻		放課後児童クラブ		
	1	午前7時の時点で警報が発令されている場合		開所しない	
2	午前7時から正午までに警報が解除された場合		警報解除後に開所		
3	正午の時点で引き続き警報が発令されている場合		開所しない		
4	登所後、警報が発令された場合		お迎えをお願いし全員帰宅した時点で閉所		
小学校の臨時休校・自宅待機時	1	臨時休校(終日)の場合		開所しない	
	2	登校後、途中下校の場合	給食を食べずに下校	開所しない	
			給食を食べてから下校	通常通り開所 ※早めのお迎えをお願いします	
3	午前のみ自宅待機 (午前の途中または午後から登校)		午前	開所しない	
			午後	通常通り開所	

※台風の進路等により災害発生が懸念される場合は、予定を変更し開所しない場合があります。また、判断基準に関わらず、あらかじめ危険が予測される場合や、施設やその周辺の被害状況によっては臨時休所又は登所の自粛をお願いする場合があります。児童クラブから伝達される情報にご留意願います。

入所申込みに必要な書類について

★ 必ず提出するもの ★

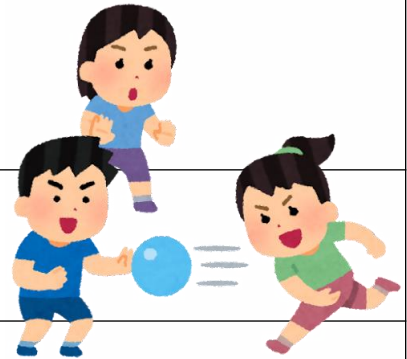
1. 児童クラブ利用申請書

児童1人につき1枚必要です。必ずしも第一希望の児童クラブに入所できるとは限りません。
書き間違い、記入漏れのないようにご注意ください。

2. 保護者が児童を保育できないことを証明する書類

▼下記のとおり、理由ごとに書類の提出をお願いします。

保護者の状況	提出書類
労働	①勤務証明書 ◆事業所印を押したものを提出してください
	休職 ②内容に応じて医師の診断書等の写し
	自営 ②営業許可書・区長・民生委員児童委員の証明・チラシ(客観的に判断できるもの)等の写し
	内職 ②事業所の証明が難しい場合は、業務契約書等の写し
求職	①申立書 ◆求職活動中のため または 裏面の入所に関する誓約書 の欄を記入
就学	①申立書 ◆就学のため の欄を記入 ②在学証明書・カリキュラム等の在学を証明できるものの写し 就学予定のかたは合格通知書等の写し
出産	①申立書 ◆出産のため の欄を記入 ②母子手帳の写し
障害・病気・ 看護・介護	①申立書 ◆障害を有するため ・ 疾病のため ・ 家族の介護のため の欄を記入 ②身体障害者手帳・医師の診断書等の写し
その他	①申立書 ◆その他の理由のため の欄を記入 ②内容によっては添付書類が異なる場合がありますのでご相談ください



★ 該当する場合に提出するもの ★

3. 児童の状況により必要な添付書類

- 区域外就学の児童の場合 … 居住地の住民票抄本
 - 特別支援学級に在籍する児童の場合 … 特別支援学級在学証明書
 - 障害のある児童の場合 … 身体障害者手帳、療育手帳の写し等
- ※状況により、上記のほか添付書類を求める場合があります。

4. 減免申請書

- 入所等の減免事由に該当する場合(3ページを参照)に、ご提出ください。
- 申請書が提出されないと、減免対象になりませんのでご注意ください。
- 非課税による減免申請の場合、町外から転入のかたは非課税証明書の提出を求められることがあります。

5.口座振替依頼書

- 新規で入所を希望されるかた、1年以上ご利用のないかたはご提出ください。
- 使用する口座は保護者名義のものでお願いします。
- 依頼書を役場に提出する場合、引落日の前月12日までに提出してください。不備があった場合、手続きが完了するまで納付書でのお支払いとなりますので、ご注意ください。
- 金融機関届出印は、お間違えのないようにご確認ください。
- 押印がうまくできなかった場合(写りがわるい等)は、枠内に収まれば隣に押印しても構いません。
枠外の押印は無効のため、役場担当課から新しい用紙をお渡します。
- 金融機関名、氏名、住所、フリガナ、口座番号等すべて記入漏れのないようお願いします。

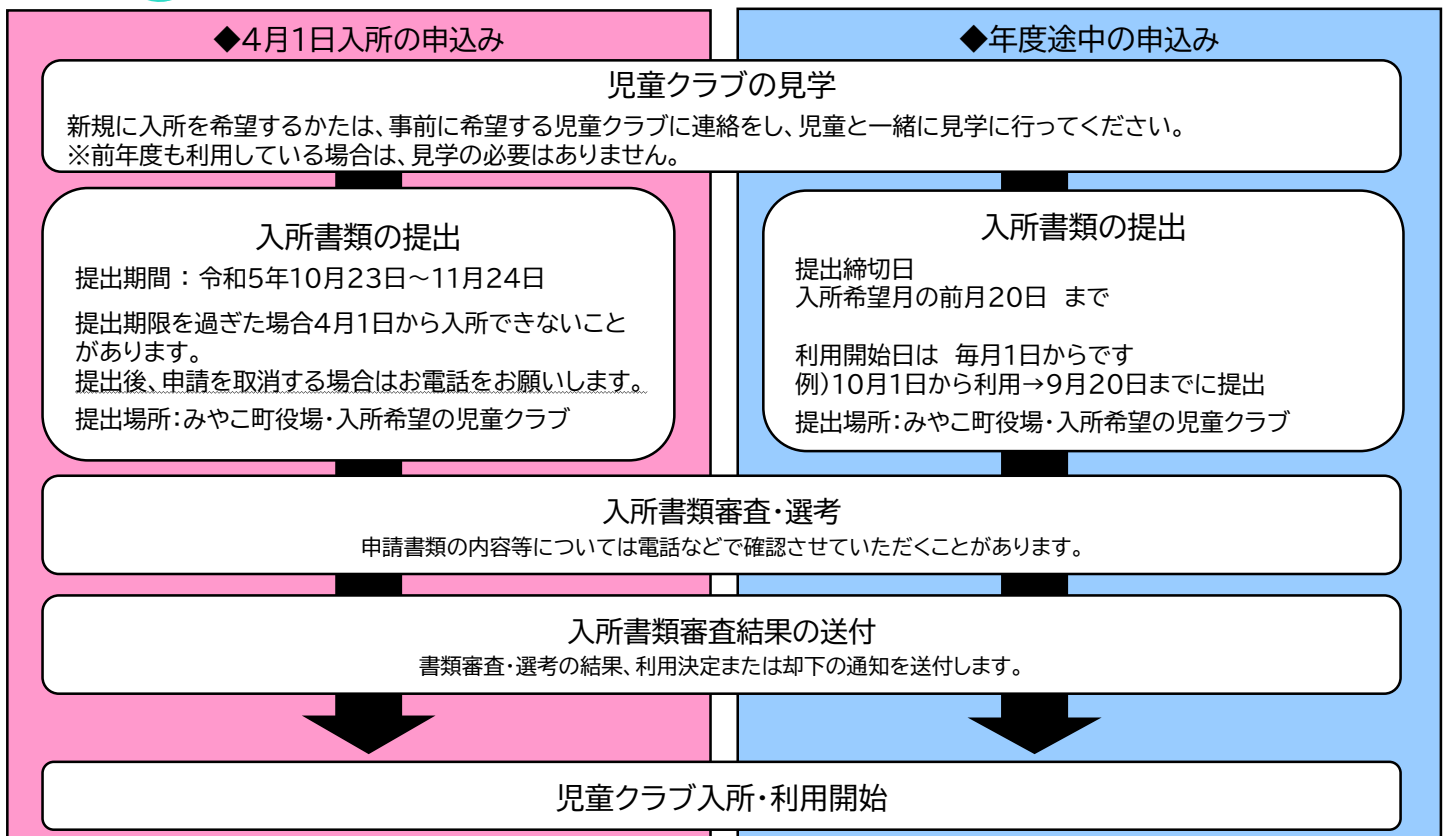
▼ 利用できる金融機関 ▼		
西日本シティ銀行	福岡京築農業協同組合	福岡銀行
福岡ひびき信用金庫	北九州銀行	ゆうちょ銀行

記入方法等でご不明な点がございましたら、ご相談ください。

以下の項目に1つでも該当する場合は入所の許可を取り消すことがあります。

- 児童クラブ利用に係る保育料及びその他負担金を支払わない場合
- 正当な理由がなく約30日間児童クラブを利用しない場合
- 入所の許可を受けた時の申請内容に虚偽があった場合
- 利用上の決まりや、クラブのルールが守られない場合

入所・退所について



- 町外への引っ越しや保護者の退職等で利用を中止する場合、または何らかの理由で長期間利用しない場合は必ず、利用中止月の前月20日までに利用中止届を提出してください。

提出が遅れた場合、利用がない場合でも翌月の利用料を全額徴収しますのでご注意ください。

勤務等証明書の記入方法

令和6年度4月入所分より勤務等証明書の様式に一部変更があります。勤務されているかたは①の様式を、それ以外のかたは②の様式を提出してください。(①については、勤務先に証明をもらってください。自営業の場合は民生委員児童委員または区長の証明、もしくは別途自営を証明できる書類等が必要になります。)

※勤務に該当するかた…勤務(勤務予定)のかた、自営業のかた、農林業従事のかた、内職のかた、会社休職中(産休、育休、病休など)児童クラブに入所する時期が、出産(予定)前後8週間に該当するかたは、②の様式を提出してください。

内職のかたは事業所の証明、自営業・農林業に従事のかたは民生委員児童委員または区長の署名捺印をお願いいたします。
(開業届や名刺、チラシ等の客観的に自営業をしている証明書類があれば省略可)
内職のかたで、事業所の証明が難しければ、業務契約書等の写しを添付してください。

当てはまるものにチェックまたは記入してください。

産休病休のかたは、職務復帰されるときに改めて事業主から雇用証明を出してもらってください。なお、休暇期間が当初の申立てより長引きそうな場合、改めて勤務等証明書を提出してください。

出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学・職業訓練、その他の理由のかたは②の表面に記入して下さい。また、公共職業安定所、民間職業紹介所等以外で求職活動をしているかたは、②の裏面に記入して下さい。

就労以外で申し立てされるかたの署名をお願いします。

公共職業安定所、民間職業紹介所等を利用して求職活動をしている場合、利用している施設の長の証明、または代表者の証明をお願いします。これ以外の求職活動を行っているかたは裏面の「入所に関する誓約書」に記入の上、提出してください。

内容について記入してください。添付書類を確認のうえ、一緒に提出してください。

入社試験・面談等を受け、現在選考結果を待っているかたは、選考を行った事業所等に選考中である証明を受けてください。

